

資料

資料

1. みよし市まちづくり基本計画策定委員会設置要綱

みよし市まちづくり基本計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 みよし市まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画原案の作成に関すること。
- (2) 基本計画の調査研究に関すること。
- (3) その他基本計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織し、委員は市長が委嘱する。

- (1) 有識者2人以内
 - (2) 区長会代表1人
 - (3) 農業委員会代表1人
 - (4) 商工会代表1人
 - (5) 工業経済会代表1人
 - (6) 公募市民3人以内
- 2 委員の任期は、前条各号に掲げる事項が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、有識者の中から市長が選任する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 3 委員の2分の1以上が出席しない場合であっても、委員会の議事に議決を有しない場合は、委員長は必要に応じて招集し、会議を開くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、都市計画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定にかかわらず、最初の委員会の招集は市長が行う。

2. みよし市まちづくり基本計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分		役 職 名	氏 名
委員 長	有識者	NPO法人 まちづくりの達人ネットワーク 理事長	伊豆原 浩 二
副委員 長	有識者	豊田工業高等専門学校 准教授	前 田 博 子
委 員	区長会代表	三好丘緑行政区区長	三ツ本 隆
	農業委員会代表	みよし市農業委員会会長	岩 田 信 男
	商工会代表	みよし商工会会長	鰐 部 兼 道
	工業経済会代表	みよし市工業経済会理事	鳥 居 聡
	公募市民		
			市 川 剛
			柴 本 信 之

3. 策定経過

年 月 日	内 容
平成30年7月19日	第1回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・まちづくり基本計画改定のポイントについて ・まちづくり基本計画改定のスケジュールについて
平成30年12月4日	第2回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・「まちづくりの基本目標」について ・「まちづくりの基本計画」について
平成31年3月7日	第3回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・「地域づくりの基本計画」について
令和元年7月25日	第4回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・「計画の実現に向けて」について
令和元年10月4日	第5回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・みよし市まちづくり基本計画（案）の意見募集の実施について
令和元年11月	パブリックコメントの実施 (実施期間：令和元年11月1日から令和元年12月2日まで)
令和2年1月	まちづくり土地利用条例に基づく縦覧の実施 (実施期間：令和2年1月6日から令和2年2月6日まで)
令和2年2月20日	第6回みよし市まちづくり基本計画策定委員会 ・みよし市まちづくり基本計画（案）の意見募集の結果について
令和2年3月	みよし市まちづくり基本計画策定